

大阪市立大学医学部学舎駐輪場利用要綱

制定 平成 25 年 7 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、大阪市立大学医学部学舎における駐輪場（以下「駐輪場」という。）の利用に関し必要な事項を定め、もって構内秩序を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) この要綱において、「自転車」とは、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)に規定する自転車をいう。
- (2) この要綱において、「自動二輪車等」とは、自動二輪車及び原動機付自転車をいう。

(駐輪場の範囲)

第 3 条 この要綱において、駐輪場とは、次の各号に掲げる駐輪場とする。

- (1) 医学部学舎地下 1 階及び 1 階玄関前駐輪場
- (2) 医学部学舎動物実験施設棟裏駐輪場
- (3) その他医学部長が指定する場所

(駐輪許可対象車両)

第 4 条 駐輪場に駐輪できる車両は、原則、自転車のみとし、駐輪しようとする者は事前に医学部長の許可を得なければならない。

(自転車登録申請手続き)

第 5 条 構内に自転車で入構し、駐輪しようとする者は、医学部学舎地下 1 階警備・防災センターに自転車登録申請書を提出し、駐輪証の交付を受けなければならない。ただし、学生等の申請については、自転車登録用在学証明書の提出をもって替えることができる。

(自転車登録申請書及び駐輪証)

第 6 条 自転車登録申請書及び駐輪証は次のとおりとする。

- (1) 医学部学舎自転車登録申請書（別紙 1）
- (2) 駐輪証（別紙 2）
- 2 駐輪証の交付を受けた者は、その駐輪証を他人に貸与若しくは譲渡又は記載事項を書き換えるなど、不正に使用してはならない。
- 3 駐輪証の交付を受けた者は、自転車の後方から容易に視認できる箇所（後輪泥

除け部附近等) に貼り付けること。

(駐輪証の有効期限)

第7条 駐輪証の有効期限は、登録時から当該年度の年度末までとする。

(緊急時における一時利用手続き)

第8条 例外として、次の各号に掲げる事項に該当する場合は、第5条に定める登録申請手続きを行わずに、自転車及び自動二輪車等を一時的に駐輪することができるものとする。その場合、利用者は医学部地下1階警備・防災センターに設置する一時利用簿に必要事項を記入しなければならない。なお、当該利用申請を行った者が駐輪できる場所は、医学部学舎地下1階駐輪場内の予め指定された場所に限る。

- (1) 深夜帯など公共交通機関が利用できない状況において、診療におけるオンコール等、緊急又は臨時の用務があった場合
- (2) 研究等に長時間を要し、公共交通機関の利用ができなくなる場合
- (3) その他医学部長が特に必要と認める場合

(申請資格)

第9条 自転車の登録申請及び緊急時における一時利用申請ができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本法人の教職員（通勤届において自転車利用が認められている者に限る。）
- (2) 本学学生等
- (3) 委託業者等（構内に営業所等を有しない業者や配達業者等は除く）
- (4) その他、医学部長が特に認める者

(経費負担金)

第10条 法人は、第5条に規定する登録申請者に対し、駐輪場の環境整備に伴う経費の負担を求めるものとし、その負担額は1,000円とする。ただし、平成25年度に限り、負担額は500円とする。なお、第8条に定める一時利用者に対しては経費負担を求めない。

- 2 登録申請者は、前項において定められている負担額を、申請手続き時に納付しなければならない。

(遵守事項)

第11条 構内に自転車、自動二輪車等を乗り入れる者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 構内では歩行者の安全を第一とし、法令及び構内の交通規制に従うこと。自動二輪車等については、特にヘルメットの着用を遵守すること。
- (2) 指定された場所に駐輪すること。
- (3) 駐輪証は該当車両の視認が容易な箇所に貼付すること。
- (4) 駐輪証の管理は責任をもって行い他人に貸与、譲渡しないこと。

- (5) 学生等で卒業等の事由で自転車が必要なくなった場合、構内に放置せず自らの責任で処分すること。
- (6) その他、法人の定める規程等に従うこと。

(未登録自転車に対する措置)

第12条 法人は、構内における各駐輪場及び建物周辺等に、駐輪証を貼り付けず駐輪している自転車及び登録期限の経過した自転車（以下、「未登録自転車」という。）について、次の措置を講じる。

- (1) 未登録自転車に対し、荷札（別紙3）により当該自転車を登録する必要がある旨を通知し、通知後一週間を経過後も引き続き登録が確認できない場合は、移動させ、チェーン等で施錠すること。
 - (2) 前号による施錠を受けた場合、本人が医学部学舎地下1階警備・防災センターにおいて第5条に規定する登録申請手続きを行った場合は、チェーンでの施錠を解除すること。
 - (3) 申請資格を有しない者の所有する未登録自転車については、本人からの申し出があれば、構内への駐輪に対し所定の手続きをしたうえで、チェーンでの施錠を解除することができる。
 - (4) チェーンでの施錠後、一週間を経過した未登録自転車は、一箇所に収集すること。
 - (5) 一箇所に収集し、一カ月間を経過した未登録自転車は、医学部長名による告示を行ったうえで処分すること。
- 2 法人は同条における措置について、適宜実施することができる。
 - 3 同条における措置を講じるにあたり、自転車に生じた損害について、法人は一切の責任を負わない。

(違反者への措置)

第13条 この要綱に違反した者については、次の各号の措置を取ることができる。

- (1) 違反の態様の著しい者については、医学部長の決定のもと、駐輪証を取り消し、以後交付しないこと。
- (2) 法人が指定した場所以外に駐輪している自転車、自動二輪車等について、それを移動すること。
- (3) 長期間にわたり正当な理由もなく放置された自転車、自動二輪車等は、相当の警告措置を行ったうえで、それを移動すること。
- (4) 前号に該当する自転車、自動二輪車等であって、所有者が特定できない又は所有車の所在が不明となっている場合、相当の警告措置を行ったうえで、それを廃棄すること。

(管理責任)

第14条 構内における自転車、自動二輪車等の事故・盗難・損傷等に対し、本法人は一切の責任を負わない。

(適用除外)

第15条 次の各号に掲げる車両については、第5条及び第8条の定めを適用しない。

- (1) 本法人が所有する車両
- (2) 患者及びその家族等、病院利用者が所有する車両
- (3) 郵便物、新聞等の配達車両
- (4) その他医学部長が特に認める車両

2 前条第2号に定める車両は、附属病院内の駐輪場が満車の場合に、医学部学舎1階玄関前駐輪場内の指定場所に駐輪するものとする。

(臨時の規制)

第16条 緊急事態又は本法人の行事等のために必要な場合は、この要綱の定めにかかわらず、臨時の構内交通規制を行うことができる。

(事務の総括)

第17条 この要綱の実施に関する事務は、医学部・附属病院運営本部庶務課が各関係所属の協力を得て行う。

(施行の細則)

第18条 この要綱に定めるもののほか施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

医学部学舎自転車登録申請書

平成 年 月 日

公立大学法人大阪市立大学 医学部長 様

申請者 所属(会社)名

氏名 印

学籍番号(職員番号)

連絡先

申請区分 学生等・教職員()・委託業者
所属・派遣職員

私は、大阪市立大学医学部学舎駐輪場利用要綱を守り、下記誓約事項に承諾し、次のとおり自転車の入構登録を申請します。

自転車登録申請台数記入欄	台
--------------	---

【誓約事項】

- 駐輪証(シール)は、車体後方の泥除け部分、泥除けが無い自転車は、車体中央フレーム前上部の後方から視認が容易な箇所に貼り付けること。
- 駐輪証は、他人に貸与又は譲渡しないこと。
- 駐輪場の看板又は表示のある場所以外、駐輪しないこと。
- 構内においても道路交通関係法令を遵守すること。
- 以上の事項に違反し、自転車の撤去、施錠、移動、駐輪証の取り消し等の措置を講じた事に対する異議申し立ては、一切受け付けない。
- 構内に自転車を放置しないこと。構内に自転車を放置し、所有者が判明した場合、撤去・保管・処分費等の一切の費用を所有者が負担すること。
- 構内における自転車の事故・盗難・損傷等に対し、本法人は一切その責任を負わない。

【申請上の注意事項】

- 教職員の方は、自転車通勤が認められている方のみ申請が可能です。
- 各所属、業者の方は、上記登録申請台数記入欄に必要な台数を記入してください。各所属から申請する自転車は、公用で使用する最小限の台数としてください。申請台数について、全てが認められない場合があります。ご了承ください。

.....
(証明欄) 下の欄は記入しないで下さい。

許可 不許可

(決裁欄)

防災センター

庶務課長	担当課長	担当係長	担当者	登録年月日	登録番号
				平成 年 月 日()	

自転車用駐輪証



自転車利用のみなさんへ

(表面)

駐輪場に自転車を駐輪する場合は、大阪市立大学医学部学舎駐輪場利用要綱に基づく登録が必要ですので、速やかに登録申請手続きを行ってください。登録が確認できない自転車は、裏面に記載の措置を行います。

大 阪 市 立 大 学

問い合わせ先：庶務課庶務担当 06-6645-2711

(裏面)

大阪市立大学医学部学舎駐輪場利用要綱(抄録)

(未登録自転車に対する措置)

第 12 条 法人は、構内における各駐輪場及び建物周辺等に、駐輪証を貼り付けず駐輪している自転車及び登録期限の経過した自転車(以下、「未登録自転車」という。)について、次の措置を講じる。

- (1) 未登録自転車に対し、荷札により当該自転車を登録する旨を通知し、通知後一週間を経過後も引き続き登録が確認できない場合は、移動させチェーン等で施錠すること。
 - (2) 前号による施錠を受けた場合、本人が医学部学舎地下 1 階警備・防災センターにおいて第 5 条に規定する登録申請手続きを行った場合は、チェーンでの施錠を解除すること。
 - (3) 申請資格を有しない者の所有する未登録自転車については、本人からの申し出があれば、構内への駐輪に対し所定の手続きをしたうえで、チェーンでの施錠を解除することができる。
 - (4) チェーンでの施錠後、一週間を経過した未登録自転車は、一箇所に収集すること。
 - (5) 一箇所に収集し、一カ月間を経過した未登録自転車は、医学部長名による告示を行ったうえで処分すること。
- 2 法人は同条における措置について、適宜実施することができる。
- 3 同条における措置を講じるにあたり、自転車に生じた損害について、法人は一切の責任を負わない。